



平成 30 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社インターアクション
代表者名 代表取締役社長 木地 英雄
(コード番号 7725 東証第一部)
問合せ先 代表取締役専務 木地 伸雄
電話番号 045-788-8373

株式給付信託（BBT）の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)の継続及び一部改定に関する議案(以下、「本議案」といいます。)を平成 30 年 8 月 24 日開催予定の第 26 期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

当社取締役会は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として実施しております本制度について、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に一部改定して継続することを決議し、本制度の継続及び一部改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

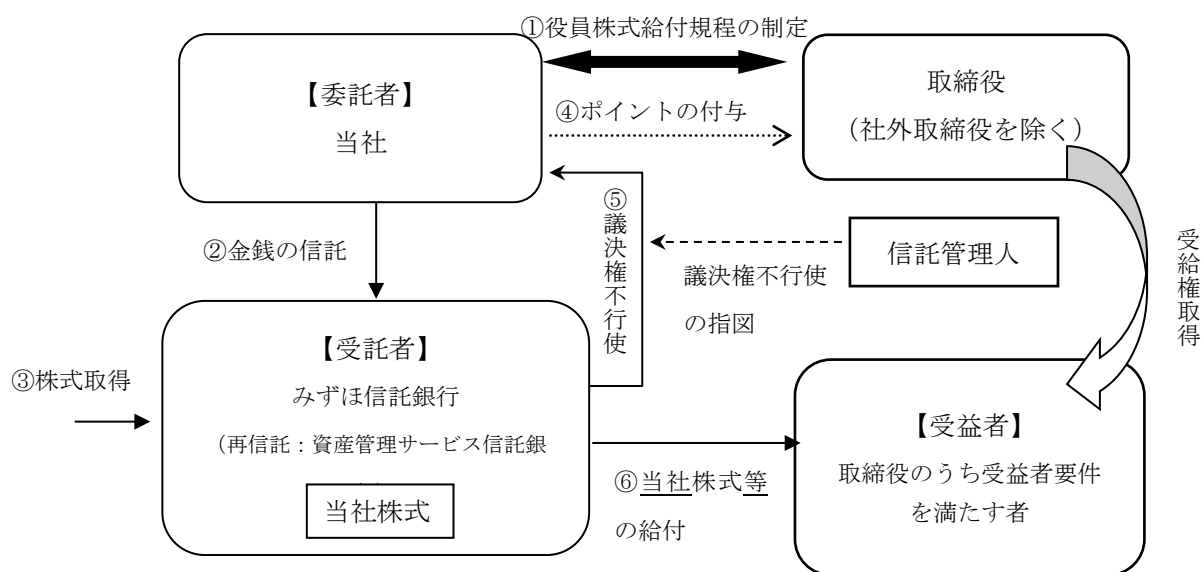
2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定いたします。(主な改定箇所は下線のとおりです。従前の本制度の内容につきましては、平成 26 年 7 月 11 日に発表しております「株式給付信託(BBT)の導入に関するお知らせ」及び平成 28 年 7 月 12 日に発表しております「株式給付信託(BBT)の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。)

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役(社外取締役を除きます。)に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位及び業績に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が信託を通じて、毎年給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分若しくは当社の新株式発行を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、毎年8月に、取締役のうち、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除きます。）

(3) 信託期間

平成27年2月2日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の継続及び一部改定をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(6)及び(7)に従って給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に追加拠出いたします。本信託は、下記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本株主総会で、本制度の継続及び一部改定をご承認いただいた場合、当社は、平成31年5月末日で終了する事業年度から平成32年5月末日で終了する事業年度までの2事業年度(以下、「次期対象期間」といい、次期対象期間及び次期対象期間の経過後に開始する2事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続し、役員株式給付規程の定めに従い各対象期間に係る各事業年度に対応する所定の期間(例えば、平成31年5月末日で終了する事業年度については平成31年6月1日から平成32年5月末日まで、平成32年5月末日で終了する事業年度については平成32年6月1日から平成33年5月末日まで。)の取締役の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行います。

当社は、次期対象期間に関する評価に基づいて本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための株式取得資金として、200百万円を上限として本信託に追加拠出いたします。

なお、次期対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に関する評価に基づいて本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための株式取得資金として、1対象期間当たり200百万円を上限として、本信託に追加拠出することとします。

ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は当該追加拠出を行おうとする対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該追加拠出を行おうとする対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、200百万円から残存株式等の金額(株式については、当該追加拠出を行おうとする対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。)を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(5) 当社株式の取得

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分若しくは当社の新株式発行を引き受ける方法によりこれを実施します。

次期対象期間につきましては、次期対象期間に関して行う本信託への追加拠出後遅滞なく、

15万株を上限として取得するものといたします。

(6) 取締役^に給付されるポイント数の算定方法と上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績により定まる数のポイントが付与されます。

当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、各事業年度の連結経常利益の10%を基礎とし、15万ポイントを上限といたします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、当社の業績の推移と今後の見通し、現在の当社の株価水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)。

(7) 当社株式等の給付時期

受益者要件を充足した取締役は、毎年8月に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)で付与を受けたポイント数に相当する当社株式について、役員株式給付規程に定める給付日に、本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、取締役に對して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了

いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 27 年 2 月 2 日
- ⑧ 当初金銭を信託した日：平成 27 年 2 月 2 日
- ⑨ 信託の期間：平成 27 年 2 月 2 日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上